京 清 働 組 合

集宣川 責部

わが組合の綱領

一、われわれは労働の社会的意義を顕揚し、

08 年

、われわれは健全なる自主的組織を確立し、 諸条件を確保し、社会的地位の向上を期す。

教木

二、われわれは労働者階級の解放と民主主義日本を

建設し、世界平和に貢献せんことを期す。

千代田区飯田橋3-9-3 (3237)9995

確定闘争



10月10日特別区人事委員会勧告後の区長会要請

の支給割合とおおむね均衡 改正は行なわれなかった。 % (75円)と示され、較差 勧告では、官民較差0・02 の二度にわたる要請等、08 が小さいため給料表全体の 実な声を勧告に反映させる べく、特別区人事委員会へ しているため、改正なし。 **人勧期闘争を進めている。** 時金についても、民間 あった。 他の調査では、民間企業労 査対象企業規模を従前 我が組合の要求どおりに調 図られたとの結果となって 働者の賃金は一定の改善が いる。特別区人事委員会は 今春闘における連合その

我が組合は、 組合員の切 行の14・5%から16%に引 5%) 引下げるとの勧告で げ分と同率程度(平均13・ き上げ、給与月額を引き上

り、極めて残念な結果であ

か

11

10日の支部書記長会議で詳 取り組み内容については、 ・一時金だけでなく人事・ しく説明する予定。 賃金確定闘争では、 人事委員会勧告の内容と

地域手当については、

現

100人以上に戻せば、

任用に関わる統一交渉項目

求

08 行

ち

程度(平均13・5%)引下げ、また、 5%から16對に引き上げ、給与月額を同率 勧告した。官民較差は万円 会と議長会に対して、月例給・一時金等を に改定することが適当とした。 たり7時間45分、1週間あたり38時間45分 見送られた勤務時間の短縮について1日あ あった。地域手当については、現行の14 一時金はおおむね均衡しているとの勧告で 特別区人事委員会は10月10日、 (0.02%) 特別区長

業務系の技能主任職等の設置基準の見直 年団体交渉で考え方が示された「技能系・ いなか我が組合は、勧告の完全実施及び昨 を巡り国(総務省)が厳しい姿勢を崩さな し」を求め賃金確定交渉を全力で取り組む。 昨年に引続き地方公務員の労働条件(給与)



9月22日第3回団体交渉

告にも反映されたはずであ が

課題、闘争方針、様々な 賃金確定闘争に向けた要 なった(4めんに掲載)。 に区長会に対して要請を 勧告後、我が組合は、直 るように交渉が始まって ページ等でお知らせして の項目では、速報・ホー 山積している。既に幾つ 力で闘おう。 を予定している。 要求を突きつける団体交渉 での確認を受けて、20日に 確認する。この中央委員会 取組み等は、17日に予定し ている第1回中央委員会で 確定に向けた具体的な

集し、確定闘争勝利まで全 組合員一人一人の力を結

平成20年 特別区人事委員会勧告の概要

〔本年の勧告のポイント〕 ――

- 1 職員給与は民間給与とほぼ均衡(公民較差は75円、0.02%)しているため、月例 給与の改定なし
 - ・期末手当・勤勉手当(ボーナス)も民間の支給割合とおおむね均衡しているため、
- 2 地域手当の支給割合を、現行の14.5%から16%に引上げ、給料月額を引上げ分と 同率程度引下げ
 - [] 類初任給等は給料月額を据置き]
- 3 勤務時間の短縮等
 - ・職員の勤務時間は、民間準拠を基本としつつ、国等との制度的な均衡を図るため、 1日あたり7時間45分、1週間あたり38時間45分に改定することが適当
 - ・休息時間は早急に廃止すべき

職員の給与に関する報告(意見)・勧告

- Ⅰ 職員と民間従業員との給与の比較
 - 1 民間給与実態調査の内容(平成20年4月)

区分	内容
調査対象規模	企業規模 50 人以上で、かつ事業所規模 50 人以上の事業所
事業所数	特別区内の 958 民間事業所を実地調査(調査完了 737 事業所)

職員給与等実能調査の内容(平成20年4月)

	两直切门台 () 然 LU 干 -	T / J /	
職員数	民間	従業員と比較した職」	
柳見ひ	職員数	平均給与	平均年齢
63, 274 人	30,026 人	432, 612 円	44.7歳

公民比較の結果

2443	2007 TO 100 TO 1	民間従業員	職員	差。
ſ	月例給	432, 687 円	432, 612 円	75円 (0.02%)
L	平均給与	402, 001	432, 012	* 改定を行わない
·	特別給	4.51月分	4.50月分	0.01月分
L	年間支給月数	4.01万分。	4. 30 万刀	*改定を行わない

(注) 民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない。

Ⅱ 改定の内容

- 1 地域手当の支給割合の改定に伴う配分の見直し
 - ・地域手当の支給割合を14.5%から16%に引上げ、給料月額を引上げ分と同率程度引
 - (Ⅰ類初任給までの号給等の給料月額は据置き、初任給付近等の号給は引下げを緩和) ○行政職給料表(一)の初任給

	給料月額
I 類(大学卒程度)	181,200円(据置き)
Ⅲ類(高校卒程度)	143,000円(据置き)

2 初任給調整手当

・医師及び歯科医師に対する初任給調整手当は、国及び他の地方公共団体の動向を踏 まえた検討が必要

(参考1)平均年間給与額(公民比較対象職員)

	-	-	•		-			_	-		,	•
20	845	100	last in	7-7-75	122 332 67		/. A	de la	(m. 1)		Deposition .	
		ji.	ACTION.	+- t'	14	- 同	ÆΞ		- 各	1	Santan	
di .	The	lartes	iesel II	ARM:	100	11 1 20	100	· Sprent	H.	Assemble and	PARKET.	
				经	7	186	3 =	F	П			
				ボソ	١,	TO)	1 .			- 1	

(参考2) モデルケースによる試算

係員(1級29号給、25歳) 扶養手当:無、住居手当:有

給与月額	年間給与
218, 492 円	3, 568 千円

○ケース2

係長(4級61号給、40歳)

扶養手当:配偶者、子2人(教育加算無)、住居手当:有

給与月額	年間給与
453, 776 円	7, 561 千円

○ケース3

課長(6級69号給、45歳)

扶養手当:配偶者、子2人(教育加算無) 住居手当:有

八良」コ・町門石、」に	八、秋月加升無/、江泊了二
給与月額	年間給与
637, 636 円	10, 705 千円

○ケース4

部長(8級55号給、50歳)

扶養手当:配偶者、子2人(内教育加算1人)、住居手当:有

 	 						 				• • •				•			_	٠				 	 _	_
ger Ger el Spela	Ø,	給	۵,	月	名	1	n de	geren.	The second	14	er in	ile e	ial sa		1	F	밁];	合	上	ř.		 	analis Paliti	e de
	7	61,	2	92	F	円								1	2	,	92	20	=	F	F	1			

・改正条例の公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その 日) から実施

日 本

に

中

問

題

で

なあ

(1 L)

り使検

。方

方

自

治

体 表

め て 割 不十 を一 会 働 体 定程度は一定程度は を放 る。は 約の三者 る関 T 入るも はしし 関 ら T の調 0 0

そつるあ間い間た

7

1

間時

を時

月旦、

間い期区

も

以わ

組

べはた

1

0

合れ

上 一にす 念な

がら今

ーも我々

はけ

T

実

現

所作の張規

で年要し 結 19 18 の 求 続 は

たを

り 15 分

他て

与力ー

・ブの

ラし

ッテ

化る。

人 小 規

上模

の増 割合 加

をる

果で

あ %

企業

は

3 8 查

わ

トい時改

50 にた以

間 定 週

す

ではし あ 50 な

人かつ

以上の企業った。それが

未は17

177 7

• • 調

% で

ら な

ら民春 れ間闘 結 界となって ってて る。定の 従 我 改 查 々 善 で

員 院 追 性中随 ので 别 区 T で 自 0 極のあ $\overrightarrow{\Lambda}$

でるて与同を い 決 時 職 0 それぞれでれている る。 定に影響 並 員ま 交渉 行 団 体 団体とめ 当 に · 0 響を与えているに行うことが、 労使 し行 つつも共に協力政系職員と技能 係 であ の地 あり方 てる。」と言い、現業職員の 体に 力能

な 務を遂行 て

的務 極 企 考省の 0 省め 映 結果で 戻 せ あ たは 区 ず 人 お で事け

> 職 中

務

は

全

慮

れ

T

働

者

代

加

な

17

研

究

会

間

لح

り

は

そ

れ

ら

 \mathcal{O}

い実

間 方に関する と一体的に行っているでは、「現業職員が労間とりまとめ」を公害 で 労務 職員の 研 究会」 給た。 労使力は、 ること 交流を 8 係 系 干お 及の 給や渉 渉けし あ委る がな態 関 清 わ \otimes \otimes ざ ら 係 掃 圧 大 61 な れの 地

労 力 次 る を で 働 総 確 力 定 得 業 者 屈 る す 闘 な 務 \mathcal{O} るこ 賃 の 勤 争いあ労を 闘 特 務 短 は 縮 制 殊 条 کے 抜 の度性件 な も 早 < 務 期 労 \mathcal{O} 木 首 省 実 働 で 事 難 都 \mathcal{O} 現 性 条 東 不 に 件 京 当 任を にな 向用考確 制慮立働介 け

上

討 お 自 し 不 治 け 当 言 る \mathcal{O} なことであ 及すること 労 観 使 点 交渉 あ か ら 以 極 る 労 めは 使 て認 て度しのく入



2 採用

- ・行政サービス拡充のため、採用チャネルを拡大し、必要な人材を確保。任命権者は、 行政サービスや組織活力のさらなる向上のため、採用チャネルの活用拡大や公務に 有用な人材と配置に関する検討が必要。本委員会は人材供給構造の多様化を見極め ながら、採用チャネルの拡大のあり方等について引き続き検討
- ・行政課題が複雑・高度化する傾向。高度の専門的な知識や資格を有する人材をスタッフ機能として活用する仕組みの検討と整備が必要
- ・来年度の I 類採用試験から、筆記試験内容を精査し、より幅広い層が受験しやすく なるよう改正

3 昇任

- ・昇任選考の申込者が減少傾向。任命権者は、仕事にやりがいや達成感を持つことの できるよう、適正な組織運営を心がけるべき
- ・管理職選考の申込者の割合が低迷。管理職に相応しい資質、能力、意欲を持つ職員 を的確に選抜するため、職員のライフスタイルの変化、中堅職員層の多忙な職務実 態を考慮しつつ、早期の改正が必要

4 人事評価

- ・評価制度は、能力・業績及び職責に基づく人事・給与制度確立の根幹。制度運用を 行いつつ、不断の検証を行い、改善を重ねて精度の向上が不可欠
- ・評価制度は、人材育成や給与処遇への反映について各区で取組みが進行。さらに昇 任や異動等の任用管理に活用し、総合的な人事・給与制度の充実が求められる。



Ⅲ 特別区の給与構造の改革

1 地域手当の支給割合

- ・国等との制度上の均衡を図り、区民に理解されやすい給与制度とする趣旨等から、 これまでと同様の取扱いとする。
- 2 給与カーブのフラット化
 - ・今後とも、民間賃金の動向を考慮しながら、中高齢層職員と若年層との世代間配分 の是正に取組む。
- 3 勤勉手当への成績率のさらなる反映
 - ・能力・業績主義をより一層推進する観点から、各区においては国等の動向も注視し ながら、勤勉手当への成績率のさらなる反映に向けて取り組むべきである。

Ⅳ 教育職員の給与制度

- ・区費負担の小・中学校教育職員及び区が設置する中等教育学校の教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して改定等を行うことが適当
- ・現行の幼稚園教育職員給料表においては、教頭と教諭が同じ級に格付けられている。 法改正により設置が可能となった職の設置の必要性も含め、級構成の検討が必要

人事制度、勤務環境の整備等に関する報告(意見)

I 人事制度

1 人材育成

- ・任命権者は、異動や昇任を職員のキャリアアップの大きな節目と捉えて人材育成を 図ることが必要。職層ごとの役割・能力を到達目標として示し、職員が主体的に能力を獲得できるように評価制度の活用等を行うことが必要
- ・技術系職員の技術力・組織力の維持・向上が課題。技術系職員の育成には、各区に おける取組みの充実のほか、幅広い技術系職員の交流や研修等、特別区全体を見渡 した新たな取組みが必要



5 その他の課題

- ・転職制度は、これまで大きな制度見直しが行われていない。能力の有効活用等の観点から、転職制度全体の枠組みの整理、再構築の検討が必要
- ・管理職については、これまでの交流制度に加え、地方自治法に基づく派遣制度を活 用した積極的な人材交流が図られている。任命権者は、各区における人材育成を基 本としつつ、人材交流の仕組みを活用し、より幅広い視野を持つ職員の育成が必要

Ⅱ 勤務環境の整備

1 職業生活と家庭生活の両立支援

・職業生活と家庭生活の両立支援を進めるためには、育児短時間勤務制度等の適切な 運用が図られることがより重要

2 勤務時間の短縮等

・民間準拠を基本としつつ、国等との制度的な均衡を図るため、職員の勤務時間を1日あたり7時間45分、1週間あたり38時間45分に改定することが適当 〇特別区内の民間事業所における平均所定労働時間の状況

C 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	1 日あたり	- 1 週間あたり
平成 18 年	7時間39分	38 時間 23 分
平成 19 年	7 時間 40 分	38 時間 28 分
平成 20 年	7 時間 39 分	38 時間 25 分

- ・これまでも言及してきた休息時間については、早急に廃止すべき
- ・勤務時間の短縮等を行う場合は、行政サービスに支障を生じさせない適切な勤務体制の整備が必要。行政コストの増加を招かないことを基本とするべき

3 超過勤務の縮減等

・超過勤務の縮減等は、ワーク・ライフ・バランスの観点からも重要。全庁的な取組 みの強化とあわせて、組織の実態に応じたより実効性のある具体的な取組みが必要

4 心の健康(メンタルヘルスの推進)

・早期発見や予防を中心とした職場での心の健康づくり対策のさらなる充実に加え、 ストレスの低減に向けた職場風土の改善が必要

Ⅲ 公務員倫理

・公務に対する社会の目が厳しくなっている昨今の状況を鑑み、職員一人ひとりが改めて公務員のあるべき姿を強く認識すべき。任命権者は、意識啓発や倫理研修等の充実のほか、不祥事が起きない組織づくりを行うべき

わが組合の区長会への要請

特別区長会会長 多田 正見 様

2008年10月10日 東京清掃労働組合 中央執行委員長 西川 卓吾

請 要

本日、特別区人事委員会勧告が出されました。勧告では、月例給、期末・勤勉手当とも概ね民間と均衡しているとし、 改定なしとしています。

私どもは、比較対象企業規模は100人以上にすべきであると主張し続けてきました。残念ですが今年も私たちの要望は 叶いませんでした。それどころか昨年の調査では50人以上の企業は177所で18.8%でしたが、今年度は185所で19.3%とさ らに小規模企業が増えています。50人以上の企業の割合を増やしたことは国に合わせた結果です。人事院に追随するもの と言わざるを得ません。特別区人事委員会としての自立性・主体性を放棄していることは極めて不満です。

今春闘における連合その他の調査結果では、民間企業労働者の賃金は一定の改善が図られています。調査対象企業規模 を従前の100人以上に戻せば、春闘における民間企業の賃金改善状況が特別区人事委員会勧告にも反映されていたはずで す。極めて残念な結果であります。

総務省の「技能労務職員の給与に係る基本的考え方に関する研究会」は、8月22日に「中間とりまとめ」を公表しまし た。「現業職員が労使交渉を職員団体と一体的に行っていることや同時並行的に行うことが、現業職員の給与決定に影響 を与えている。」と言及しています。このことは、地方自治体における労使交渉・労使関係のあり方への干渉であり、不 当な介入です。

地方行政では、行政系職員と技能系職員がそれぞれ独立しつつも共に協力し、行政の両輪となって業務を遂行していま す。「中間とりまとめ」ではそれらの実態や職務の困難度等は全く考慮されておりません。労働者代表の参加がない「研 究会」が、地方自治体における労使交渉・労使関係のあり方を検討し言及することは、労使自治の観点から極めて問題で

今年度の賃金確定交渉を進めるにあたりわが組合としての基本的な考え方を申し上げます。

先ず、現業(業務)職給料表の早期提示です。この2年間再三再四に亘り、給料表は勤務条件の根幹であり早期に提示 すべきと求めてきました。残念ながらこれまで給料表は最終段階まで提示されませんでした。今年度こそは早期提示を受 けた上で、個別課題の協議を行いたいと考えます。改めて強く求めます。

第二点目に、技能系の任用制度についてです。昨年度の交渉で「技能系職場の実態を調査し、その結果に基づいて、見 直すべき必要があれば、早期に見直しを行なうよう努めてまいりたい」との回答をいただきました。調査結果に基づいた みなさんの考え方を早急に提示していただき協議したいと思います。

第三点目に勤務時間についてです。勧告では、1日あたりの勤務時間を7時間45分とし、1週あたりの勤務時間を38時 間45分とするものです。

今年を含む過去3年間の特別区内の民間事業所1日あたりの勤務時間と較べて、既に20分以上もの差が生じています。 年間で約74時間、日数では9日以上も民間企業労働者より長く働かされていることになります。早急に勤務時間短縮の実 施を求めます。

第四点目は、地域手当についてです。勧告では今年も率を引上げるとしています。本給引下げは、退職手当の引下げに 繋がり反対であります。

最後になります。大都市東京における清掃作業は、様々な特殊性・困難性のある中で円滑に行われています。このこと は、今日まで清掃業務に従事する職員をはじめ労使による長年にわたる努力の積み重ねがあればこその結果です。また、 今年度中にはサーマルリサイクルも全区で実施されます。サーマルリサイクルは特別区清掃事業の大転換です。労使が協 力し、一体となって事業の成功を目指さなければなりません。

本年度の賃金確定交渉を進めるにあたって、組合員が納得できる現業(業務)職給料表及び現業系任用制度等を早期に 示し、労使合意の上で早急に実施することを強く求めます。

なお、具体的な要求項目等は今後お示しします。

以上

清掃労組の要請に対する会長発言 区長会コメント

平成20年10月10日

ただいま、委員長から、人事委員会の勧告に関わって要請がございました。

要請の中にもございましたように、特別区は、現在サーマルリサイクルの本格実施に取り組んでおります。

清掃事業に携わる皆さんの常日頃のご尽力に感謝申し上げるともに、サーマルリサイクルの円滑な実施にご協力を賜り ますよう、お願い申し上げます。

まず、給与勧告につきまして、申し上げます。

勧告の内容は、職員の給与は民間給与とほぼ均衡しており、特別給の支給月数も民間の支給割合と概ね均衡しているこ とから、月例給、期末・勤勉手当とも改定を行わないこと、また、地域手当を16%に引き上げるとともに、給料月額を、 地域手当の引上げ分と同率程度引き下げること、とするものでございます。

本年の勧告の取り扱いにつきましては、勧告制度の趣旨を踏まえ、勧告を尊重する姿勢で検討を行ってまいります。 また、業務職給料表につきましては、勧告内容を踏まえ、今後検討してまいります。

その外の要請事項につきましては、今後、交渉委員と十分に協議をしていただきたいと思いますが、私からは、「人事 • 給与制度の整備」と「勤務時間の短縮」につきまして、基本的な考え方をお話し申し上げます。

特別区は、これまで、能力・業績及び職責に基づく人事・給与制度の構築に努めてまいりました。

今後も、強い意欲をもって職務に取り組み成果を上げた職員を一層的確に処遇できる制度とするよう、勤勉手当におけ る成績率制度の改善など、制度の整備を図ってまいりたいと考えております。

職員の勤務時間につきましては、人事委員会から、1日7時間45分、1週間あたり38時間45分に改定することが適当で あるとので意見をいただきました。

あわせて、勤務時間の短縮にあたっては、住民へのサービスの提供に支障を生じさせない勤務体制の整備が必要である とのご意見をいただいております。

特別区は、住民に最も身近な基礎的自治体であり、住民サービスを提供する様々な職場がございます。

様々な職場の勤務体制について、十分に研究する必要があると考えております。

また、勤務時間の短縮について、区民の理解を得るためには、多くの自治体で既に廃止をされている休息時間を廃止す ることが必要不可欠の条件であると考えております。

現在の厳しい社会・経済情勢の下で、一層効率的な行政運営を行い、行政コストの増加を招かないようにすることも重 要な視点でございます。

勤務時間の短縮につきましては、今後、これらの点を十分に踏まえたうえで、検討を行ってまいりたいと考えております。 以上、基本的な考え方につきましてお話をさせていただきました。

清掃労組の皆様方とは、今後、多くの課題について、精力的に協議を行ってまいりたいと考えております。 よろしくお願い申し上げます。

5)		200		- '	-	J		_								せ	_	, `	て		<u> </u>	罗	15	W	右															韦 9		95
		改定率	1.35%	1.34%	1.37%	1.36%	1.35%	1.37%	1.36%	1.35%	1.34%	1.36%	1.35%	1.34%	1.36%	1.35%	1.34%	1.36%	1.35%	1.34%	1.36%	1.35%	1.34%	1.36%	1.35%	1.34%	1.36%	1.35%	1.37%	1.36%	1.35%	1.37%	1.36%	1.35%	1.36%	1.35%	1.34%	1.36%	1.35%	1.34%		1.35%
11.7	發	改定額	3,600	3,600		3, 700	3, 700	3,800	3,800	3,800	3,800	3, 900	3,900	3,900	4,000	4,000	4,000	4, 100	4, 100	4, 100	4, 200	4, 200	4, 200	4,300	4,300	4,300	4,400	4, 400	4, 500	4, 500	4, 500	4,600	4,600	4,600	4, 700	4, 700	4, 700	4,800	4,800	4,800		4,900
,		動 月 額	262, 200	264, 400	266, 600	268, 900	271, 100	273, 200	275, 500	277,800	280, 100	282, 400	284, 800	287, 100	289, 400	291,800	294, 300	296, 700	299, 200	301, 600	304,000	306, 500	308, 900	311, 400	314,000	316, 500	318, 900	321,600	324, 100	326,800	329, 300	331, 900	334, 600	337, 200	339, 700	342, 400	345,000	347,600	350, 200	352, 800	355, 400	358, 000
		制 月 額	265,800	268,000	2 /0,300	272,600	274,800	277,000	279,300	281,600	283,900	286,300	288,700	291,000	293,400	295,800	298,300	300,800	303,300	305,700	308,200	310,700	313,100	315,700	318,300	320,800	323,300	326,000	328,600	331,300	333,800	336,500	339,200	341,800	344,400	347,100	349,700	352,400	355,000	357,600	360,300	362,900
		改定率	1.35%	1.34%		1.36%	1.35%	1.38%	1.36%	1.35%	1.34%	1.37%	1.36%	1.35%	1.37%	1.36%	1.35%	1.34%	1.37%	1.35%	1.34%	1.37%	1.36%	1.35%	1.37%	1.36%	1.35%	1.37%	1.36%	1.35%	1.34%		1.35%	1.34%	1.36%	1.35%	1.34%	1.36%	1.35%	1.34%		1.36%
107	数	改定額	3, 100		3,200	3, 200	3, 200	3,300	3, 300	3, 300	3, 300	3, 400	3, 400	3, 400	3,500	3,500	3, 500	3, 500	3,600	3,600	3,600	3, 700	3, 700	3, 700	3,800	3,800	3,800	3,900	3,900	3,900	3,900		4,000	4,000	4, 100	4, 100	4, 100	4, 200	4,200	4, 200	4,	4,300
1	5	動月額	226, 100		230,	232, 500	234, 500	236, 500	238, 700	240,800	242,800	244, 900	247, 100	249, 300	251, 200	253, 500	255,800	258,000	260, 100	262, 400	264, 600	266, 800	269, 100	271,300	273, 500	275,800	278, 100	280, 200	282, 500	284,800	287,000	289, 400	291,800	294, 200	296, 400	298, 900	301, 300	303, 600	305, 900			313, 000
	- 1	現行用額	229,200	231,300	233,500	235,700	237,700	239,800	242,000	244,100	246,100	248,300	250,500	252,700	254,700	257,000	259,300	261,500	263,700	266,000	268,200	270,500	272,800	275,000	277,300	279,600	281,900	284,100	286,400	288,700	290,900	293,400	295,800	298,200	300,500	303,000	305,400	307,800	310,100	312,500	315,000	317,300
		改定率	1.36%	1.35%	1.34%	1.37%	1.35%	1.34%	1.37%	1.36%	1.35%	1.34%	1.36%	1.35%	1.34%	1.37%	1.36%	1.35%	1.37%	1.36%	1.35%	1.34%	1.37%	1.35%	1.34%	1.37%	1.36%	1.35%	1.37%	1.36%	1.35%	1.37%	1.36%	1.35%	1.34%	1.36%	1.35%	1.34%	1.36%	1.35%	1.34%	1.36%
157	黎	改定額	3, 100	3, 100		3, 200	3, 200	3, 200	3, 300	3, 300	3, 300	3, 300	3, 400	3, 400	3, 400	3, 500	3, 500	3, 500	3,600	3,600	3,600	3,600	3, 700	3,700	3,700	3,800	3,800	3,800	3,900	3,900	3,900	4,000	4,000	4,000	4,000	4, 100	4, 100	4, 100	4, 200	4, 200		4,300
		動 月 額	224, 900	227, 000	229, 000	231,000	233, 100	235, 200	237, 300	239, 500	241, 500	243, 600	245, 700	247,800	249,800	251, 900	254, 100	256, 300	258, 400	260, 700	263, 000	265, 200	267, 300	269, 600	271,800	274,000	276, 200	278, 500	280, 600	282, 900	285, 300	287, 500	289, 900	292, 300	294, 600	296, 900	299, 300	301, 600	303, 900		•	311, 100
	1	現行用額	228,000			- 1	236,300		240,600		244,800	246,900	249,100		253,200	255,400			262,000	264,300	266,600		271,000										293,900	296,300		301,000	303,400		308,100			315,400
		改定率	1.35%	1.33%	1.37%	1.36%	1.34%	1.38%	1.36%	1.35%	1.34%	1.37%	1.36%	1.35%	1.33%	1.37%	1.35%	1.34%	1.37%	1.36%	1.35%	1.34%	1.37%	1.35%	1.34%	1.37%	1.36%	1.35%	1.34%	1.36%	1.35%	1.34%	1.37%	1.36%	1.35%	1.37%	1.36%	1.35%	1.34%	1.36%	1.35%	1.34%
<i>107</i>	發	改定額	2, 700		2,800	2,800	2,800	2,900	2,900	2,900	2,900	3,000	3,000	3,000	3,000	3, 100	3, 100	3, 100	3, 200	3, 200	3, 200	3, 200	3, 300	3,300	3,300	3, 400	3, 400	3, 400	3, 400	3, 500	3, 500	3, 500	3,600	3,600	3,600	3, 700	3, 700	3, 700	3,700	3,800	3,800	3,800
		働 占 額	197, 600	199, 600	201,600	203, 700	205, 600	207, 500	209, 600	211, 700	213,600	215,600	217, 700	219,800	221,800	223, 900	226, 100	228, 100	230,000	232, 200	234, 400	236, 400	238, 300	240, 400	242,600	244, 700	246, 700	248, 900	251,000	253, 100	255, 200	257, 400	259, 500	261, 700	263, 800	265, 900	268, 100	270, 300	272, 500	274, 700	277,000	279, 200
		現行用額				_		210,400	212,500	214,600	216,500	218,600	220,700			227,000	229,200			235,400	237,600	239,600		243,700				252,300	254,400		258,700	260,900	263,100	265,300	267,400	269,600	271,800	274,000	276,200	278,500	280,800	283,000
ľ		改定率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.11%	0.22%	0.32%	0.43%	0.58%	0.68%	0.78%	0.92%	1.01%	1.10%	1.19%	1.33%	1.36%	1.35%	1.33%	1.37%	1.36%	1.34%	1.38%	1.36%	1.35%	1.34%	1.37%	1.35%	1.34%	1.37%	1.36%	1.35%	1.34%	1.37%	1.35%	1.34%
	黎	改定額	0	0	0	0	0	0	0	0	200	400	009	800	1, 100	1,300	1,500	1,800	2,000	2, 200	2, 400	2,700	2,800	2,800	2,800	2,900	2,900	2,900	3,000	3,000	3,000	3,000	3, 100	3, 100	3, 100	3, 200	3, 200	3, 200	3, 200	3, 300		3, 300
2 0		一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	166, 100	168, 000	169, 900	171,800	173, 700	175,600	177, 400	179, 400	181, 200	183,000	184,800	186, 500	188, 300	190, 200	192,000	193, 800	195, 500	197, 300	199, 200	201,000	202, 900	204, 900	207,000	209,000	211, 100	213, 100	215, 100	217, 200	219, 200	221, 400	223, 500	225, 700	227,800	229,800	232,000	234, 200	236, 300	238, 400	240, 600	242, 700
いしつこうははつ	.,	企	166,100				173,700	175,600	177,400	179,400	181,400	183,400	185,400		189,400	191,500		195,600		199,500	201,600		205,700											228,800	230,900	233,000	235,200					246,000
· =	1	改定率 周	0.00%	%00	% 00	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	%00	0.00%	0.00%	0.00%	%00	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	%00	0.00%	0.00%	%00	11%	0.27%	0.37%	0. 48%	0. 58%	0.67%	0.77%	0.86%	0.95%	1.09%	1. 23%
	級	改定額	0 0			0 0	0 0	0 0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	200	200	002	006	1, 100	1,300	1, 500	1, 700		2, 200	_
1000 WOLD		- 1	138, 400	139, 500	140,600	141, 700	143,000	144, 100	145, 200	146, 300	147, 500	148,600	149, 700	150,800	152, 100	153, 400	154, 700	156,000	157, 300	159, 500	161, 700	163,800	165,800	167, 700	169, 600	171, 500	173, 400	175, 400	177, 400	179, 400	181, 200	183,000	184,800	186, 700	188, 300	190, 100	191, 900	193, 600	195, 500	197, 200	198, 900	200, 600
200	_		138,400 13					144,100	145,200	146,300	147,500	148,600	149,700	120,800	152,100	153,400		156,000	157,300	129,500	161,700	163,800	165,800		169,600		173,400			179,400			185,300	187,400	189,200	191,200	193,200		197,200			203,100 2
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		。 第 三																		,																34 1	35 1	36 1	37	-		40 2
/	職務の級	中		2	3	4	2	9	7	8	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	<u>.</u>	က်	က် 			<u>ლ</u>	4

	Τ	₩ M	37%	36%	35%	37%	36%	35%	36%	35%	34%	36%	35%	34%	36%	35%	34%	36%	35%	34%	36%	35%	37%	36%	35%	35%	36%	36%	35%	35%	37%	36%	36%	35%	35%	34%	36%	36%	36%	35%	35%	35%
級		額 改定率	1.	<u>-</u>	<u> </u>	<u></u>	1.	-		i.	1.	ij	-i		1.	<u> </u>		<u>-</u>	1.	<u> </u>		<u>-</u>	1.		<u> </u>	<u>-</u>	1.	<u>;</u>	<u>-</u>	1.	-	<u>-</u>	<u>-</u>	1.	1.	<u> </u>		1.	1.		<u>-</u>	
		■ 改定額	5,000		5,000	5, 100	5, 100	5, 100	5,200	5,200	5, 200	5,300	5,300	5,300		5, 400	5, 400	5,500			5,600	5,600	5, 700		5, 700	5, 700			5,800	5,800					5, 900	5, 900	6,000	6,000	<u> </u>			6,000
9	_	- 11	360, 600	363, 300	365, 900	368, 500	371, 200	373,800	376, 400	379, 100	381,600	384, 100	386, 700	389, 200	391, 500	394, 100	396, 600	399, 100	401, 400	403,900	406, 200	408, 700	411, 200		415, 300	417, 400	419, 500	421, 200	422,800	424, 500	426, 300		429, 200		431,900	433,000	434,000	435, 100	436,000			439,000
		月 額	365,600	368,300	370,900	373,600	376,300	378,900	381,600	384,300	386,800	389,400	392,000	394,500	396,900	399,500	402,000	404,600	406,900	409,400	411,800	414,300	416,900	419,000	421,000	423,100	425,300	427,000	428,600	430,300	432,200	433,700	435,100	436,500	437,800	438,900	440,000	441,100	442,000	443,000	444,000	445,000
		改定率	1.35%	1.37%	1.36%	1.35%	1.37%	1.36%	1.35%	1.36%	1.35%	1.35%	1.36%	1.35%	1.35%	1.36%	1.35%	1.35%	1.36%	1.36%	1.35%	1.36%	1.36%	1.35%	1.37%	1.36%	1.35%	1.37%	1.36%	1.35%	1.34%	1.36%	1.35%	1.35%	1.36%	1.36%	1.35%	1.35%	1.37%	1.36%	1.36%	1.35%
骏		改定額	4,300	4,400	4, 400	4, 400	4, 500	4, 500	4, 500	4,600	4,600	4,600	4, 700	4, 700	4, 700	4,800	4,800	4,800	4,900	4,900	4,900	5,000	5,000	5,000	5, 100	5, 100	5, 100	5, 200	5, 200	5, 200	5, 200	5, 300	5, 300	5, 300	5, 400	5, 400	5, 400	5, 400	2, 500	5, 500	5, 500	5, 500
	盂	月額	315, 300	317, 700	320, 200	322, 600	324,800	327, 400	329, 900	332, 400	335,000	337, 400	339, 800	342, 200	344,600	347,000	349, 500	351, 900	354, 100	356, 500	359, 000	361, 400	363, 600	366,000	368, 300	370, 700	372, 900	375, 100	377, 400	379, 600	381,800	383, 900	386, 000	388, 200	390, 400	392, 200	394,000	395, 700	397, 200	398, 700		401,600
5	17	-	319,600	322,100	324,600	327,000 3			334,400	337,000 3						351,800		356,700	359,000																395,800							407,100 4
	1	改定率 万	35%	34%	36%	35%	34%	36%	36%	35%	37%	36%	35%	37%	36%	35%	37%	36%	35%	34%	36%	36%	35%	37%	36%	35%	34%	36%	36%		34%	36%		35%	35%	34%	36%	36%				35%
幾		改定額 数	4,300 1.	300 1.	4,400 1.	400 1.	400 1.	500 1.	500 1.	500 1.	600 1.	600 1.	600 1.	700 1.	700 1.	700 1.	800 1.	800 1.	800 1.	800 1.	900 1.	900 1.	900 1.	000 1.	000 1.	000 1.	5,000 1.	100 1.	5, 100 1.	100 1.	5,100 1.	200 1.	200 1.	200 1.	200 1.	200 1.	300 1.	300 1.	300 1.	300 1.	300 1.	300 1.
	#	<u> </u>	-	700 4, 3	000 4, 4	400 4, 4	900 4, 4	200 4, 5	600 4, 5	900 4, 5	200 4,	500 4,6	900 4, 6	200 4, 7	500 4, 7	700 4, 7	900 4,8	4,	400 4,	500 4,8	4,	700 4,	4,	900 5,	000 5,	5,		700 5,	600 5, 1	400 5,	400	900 5,		5,	500 5,	800 5, 2	000 5,	300 5, 3	5,	300 5,	5,	300 5, 3
4	-	額月	600 313,	000 315,	318,	320,	322,	325,	327,	329,	332,	334,	336,	339,	341,	400 343,	345,	348, 200	350,	352,	500 354, 600	356,	358,	360,	363,	365,	366,	368,	370,	372,	374,	375,	377,	379,	380,	381,	383,	600 384,	700 385,		387,	388,
	H		37% 317,600	36% 320,000	35% 322,400	34% 324,800	36% 327,300	35% 329,700	34% 332,100	37% 334,400	336,800	35% 339,100	34% 341,500	36% 343,900	346,200	35% 348,400	37% 350,700	36% 353,000	35% 355,200	34% 357,300	37% 359,500	36% 361,600	35% 363,800	34% 365,900	36% 368,000	36% 370,000	35% 371,900	34% 373,800	36% 375,700	36% 377,500		34% 381,100	37% 382,700	36% 384,200	35% 385,700	35% 387,000	37% 388,300	36% 389,600	36% 390,700			37% 393,600
ž		頁 改定率	I.				1.			1.	1.			1.	1.35%			1.	1.			<u>-</u>	1.			1.	1.	<u>-</u>			1.35%		<u>-</u>		1.				1.		<u>-</u>	-i
級		改定額	3,900	3,900	3,900	3, 900	4,000	4,000	4,000	4, 100	4, 100	4, 100	4, 100	4,200	4, 200	4, 200	4,300	4,300	4,300	4,300	4, 400	4,400	4,400	4,400	4, 500	4,500	4,500	4, 500	4,600	4,600	4,600	4,600	4,700	4, 700	4,700	4,700	4,800	4,800	4,800	4,	4,800	4,900
3	1,5	月額	281, 300	283, 400	285, 400	287, 500	289, 500	291,600	293, 800	295, 900	297, 900	299, 900	302, 000	304,000	306,000	308,000	310,000	312, 100	314,000	316,000	317,900	319,900	321,900	323,800	325, 600	327, 500	329, 200	330, 900	332, 600	334, 400	336, 000	337, 700	339, 300	341,000	342, 500	344, 200	345,800	347, 500	349,000		351, 700	353, 000
		元 77 月 額	285,200	287,300	289,300	291,400	293,500	295,600	297,800	300,000	302,000	304,000	306,100	308,200	310,200	312,200	314,300	316,400	318,300	320,300	322,300	324,300	326,300	328,200	330,100	332,000	333,700	335,400	337,200	339,000	340,600	342,300	344,000	345,700	347,200	348,900	350,600	352,300	353,800	355,200	356,500	357,900
	Ì	改定率	1.37%	1.36%	1.35%	1.34%	1.37%	1.35%	1.34%	1.37%	1.36%	1.35%	1.34%	1.37%	1.36%	1.35%	1.37%	1.36%	1.35%	1.35%	1.37%	1.36%	1.35%	1.34%	1.37%	1.36%	1.35%	1.34%	1.37%	1.36%	1.35%	1.34%	1.37%	1.36%	1.35%	1.34%	1.37%	1.36%	1.35%	1.35%	1.34%	1.37%
簽	-	改定額	3, 400	3, 400	3, 400	3, 400	3, 500	3, 500	3, 500	3,600	3,600	3,600	3,600	3, 700	3,700	3, 700	3,800	3,800	3,800	3,800	3,900	3, 900	3,900	3,900	4,000	4,000	4,000	4,000	4, 100	4, 100	4, 100	4, 100	4, 200	4, 200	4,200	4,200	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4, 400
	#	銀	1,800	3, 900	3, 900	1,000	252, 900	254, 900	7,000	259,000	260, 900	262, 900	265,000	267,000	3, 900	271,000	272, 900	1, 900	276,800	278, 700	280, 600	2, 600	1,300	3, 200	288,000	9, 900	291,800	002	200	400	9, 200	301, 100	302, 900	4,800	3, 500	8, 200	9, 900	1, 700	3, 400	314, 700	316, 100	317, 400
2	\vdash	11 制 額 月	248,200 244,	250,300 246,	252,300 248,	254,400 251,			260,500 257,					·	272,600 268,	274,700 27		278,700 274,9	ļ			286,500 282,	288,200 284,	290,100 286,		293,900 289,		297,700 293,	299,600 295,	301,500 297,	303,300 299,			309,000 304,	310,700 306,	312,400 308,	314,200 309,	316,000 311,				321,800 31
	H T	松田															38% 276		35% 280	34% 282	38% 284	36% 286	35% 288	34% 290	37% 292	36% 293	35% 295	34% 297	37% 299	37% 301	36% 303	35% 305	34% 307		36% 310	35% 312	34% 314	37% 316				34% 321
		額 改定率	00 1.27%	$00 \mid 1.30\%$	$00 \mid 1.34\%$	00 1.33%	00 1.36%	00 1.35%	00 1.34%	$00 \mid 1.37\%$	00 1.36%	00 1.35%	00 1.34%	00 1.37%	00 1.36%	$00 \mid 1.34\%$	0 1.	00 1.37%	<u>-</u> i	0 1.	0 1.	<u>-</u>	1	0 1.	i	1.	1.	ij	$0 \mid 1$.	ij	-	ij	-	1:	I.	- i	-	ij	1.	<u> </u>	<u> </u>	700 1.3
幾	\vdash	改定額 額	00 2, 600		00 2,80		\vdash	00 2,900		00 3,00	3,000	000 8 000	00 3,00	400 3, 10	3, 100	00 3, 10	3, 20	00 3, 200	3, 200		00 3,30		-	00 3,30		00 3, 400	3, 400		00 3,50		00 3,500		00 3, 500	00 3,600	00 3,600	00 3,600		800 3, 700		00 3, 700		ω,
	## H		0 202, 400	0 204, 300	0 206, 200	0 208, 100	000,012	0 212,000	0 213, 900	0 215,800	0 217, 700	0 219,600	0 221, 500	223,	0 225, 500	0 227, 400	0 229, 300	0 231, 200	0 233, 200	0 235,000	0 236, 700	0 238,600	0 240, 500	0 242, 300	0 244, 100	0 246,000	0 247,900	0 249,600	0 251, 100	0 252,800		0 256, 100	0 257, 700	0 259, 300	0 260,900	0 262, 600	0 264, 200	265,	0 267, 500			0 272, 500
		元 月 額	205,000	207,000	209,000	210,900	212,900	214,900	216,800	218,800	220,700	222,600	224,500	226,500	228,600	230,500	232,500	234,400	236,400	238,200	240,000	241,900	243,800	245,600	247,500	249,400	251,300	253,000	254,600	256,300	257,900	259,600	261,200	262,900	264,500	266,200	267,800	269,500	271,200	272,900	274,600	276,200
職務の級		品	41	42	43	44	45	46	47	48	49	20	51	52	53	54	55	56	57	28	26	09	61	62	63	64	92	99	29	89	69	02	71	72	73	74	75	92	77	78	62	80
攤	2	7,																									_															Ш

			_			/]																73		刬	11														_	75 5		
	松光	文元十	1.35%	1.37%	1.36%	1.36%	1.36%	1.36%	1.36%	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%	1.34%	1.37%	1.36%	1.36%	1.36%	1.36%	1.36%	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%	1.34%	1.37%	1.36%	1.36%	1.36%	1.36%	1.36%	1.36%	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%
級	予完婚	文化领	6,000	6, 100	6, 100	6, 100	6, 100	6, 100	6, 100	6, 100	6, 100	6, 100	6, 100	6, 100	6, 100	6, 200	6, 200	6, 200	6, 200	6, 200	6, 200	6, 200	6, 200	6, 200	6, 200	6, 200	6, 200	6, 200	6,300	6, 300	6,300	6, 300	6,300	6, 300	6,300	6, 300	6,300	6, 300	6, 300	6, 300		6,300
9	制 告	月額	0 439, 900	0 440,600	0 441, 400	0 442, 100	0 442, 700	0 443, 300	0 443,900	0 444, 500	0 445, 100	0 445, 700	0 446, 300	0 446,900	0 447, 500	0 448,000	0 448, 600	0 449, 200	0 449,800	0 450, 400	0 451,000	0 451, 500	0 452, 100	0 452, 700	0 453, 300	0 453, 900	0 454, 300	0 454,800	0 455, 200	0 455, 700	0 456, 300	0 456,800	0 457,300	0 457,800	0 458, 300	0 458, 700	0 459, 200	0 459, 700	!			0 461,700
	制 告		445,900		447,500		448,800	449,400	450,000	450,600	451,200	451,800	452,400				454,800		456,000	456,600	457,200	457,700	458,300						461,500				463,600									468,000
}	格 - 子 h i i i		0 1.35%	0 1.37%	0 1.36%	$0 \mid 1.36\%$	0 1.35%	0 1.35%	0 1.34%	0 1.36%	0 1.36%	0 1.36%	0 1.36%	$0 \mid 1.35\%$	0 1.35%	0 1.35%) 1.34%) 1.37%	0 1.36%) 1.36%) 1.36%) 1.36%	0 1.36%	0 1.35%	0 1.35%	$0 \mid 1.35\%$) 1.35%	0 1.34%	0 1.37%) 1.36%	1.36%) 1.36%	0 1.36%) 1.36%	0 1.35%	0 1.35%	0 1.35%	0 1.35%	I.	Ţ.	0 1.37%	0 1.36%
級	告 防定額	額 以に	00 5, 500	000 5, 600	00 5, 600	00 5,600	000 5,600	00 5,600	00 5,600	00 5, 700	00 5, 700	00 5, 700	00 5, 700	00 5, 700		00 5, 700	00 5, 700	00 5,800	00 5,800	00 5,800	00 5,800	00 5,800	00 5,800			300 5,800	00 2,800		00 5, 900	00 5, 900	00 2, 900		00 5, 900	00 5,900	├		00 5,900	00 5, 900	5,	5		000 6,000
2	行 制	月	500 403, 000	900 404, 300	300 405, 700	700 407, 100	1 00 408, 500	200 409, 600	400 410,800	600 411, 900	600 412,900	600 413, 900	600 414, 900	400 415, 700	200 416, 500	000 417, 300	800 418, 100	600 418, 800	500 419, 700	200 420, 400	900 421, 100	500 421, 700	000 422, 200	700 422, 900	400 423,600	424,	600 424, 800	300 425, 500	000 426, 100	700 426, 800	200 427, 300	800 427, 900	400 428, 500	000 429, 100	600 429, 700	200 430, 300	800 430, 900	400 431, 500			200 433, 200	800 433,800
7	損	Ľ	7% 408,500	36% 409,900	36% 411,300	36% 412,700	36% 414,100	35% 415,200	35% 416,400	35% 417,600	34% 418,600	37% 419,600	36% 420,600	36% 421,400	36% 422,200	36% 423,000	35% 423,800	35% 424,600	35% 425,500	35% 426,200	34% 426,900	37% 427,500	36% 428,000	36% 428,700	36% 429,400	36% 430,100	36% 430,600	35% 431,300	35% 432,000	35% 432,700	35% 433,200	35% 433,800	34% 434,400	37% 435,000	36% 435,600	36% 436,200	36% 436,800	36% 437,400			35% 439,200	35% 439,800
級	海 - 另份接		00 1.37%	<u>-i</u>	<u>-</u>	1.	1.	<u>-</u>	<u> </u>	<u>-</u>	<u> </u>		<u> </u>	1.		<u> </u>	<u> </u>		1.	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	1.			1.	1.	<u>-</u>	<u> </u>	1.	1.	<u>-</u>	<u> </u>	1.	1.	<u> </u>			1.			<u> </u>
	4 3 3 3 3 3 4 4	額	300 5, 400	300 5, 400	300 5, 400	300 5, 400	100 5, 400	900 5, 400	800 5, 400	700 5, 400	600 5, 400	200 5, 500	900 5, 500	600 5, 500	400 5, 500	100 5, 500	800 5, 500	500 5, 500	300 5,500	000 5,500	700 5, 500	300 5,600	900 5,600	500 5,600	100 5,600	700 5,600	$300 \mid 5,600$	800 5,600	400 5,600	000 5,600	$600 \mid 5,600$	200 5,600	800 5,600	300 5,700	900 5,700	500 5,700	100 5, 700	700 5, 700	5,	5,	400 5,700	000 5,700
4	行制	月	394,700 389,	390,	396,700 391,	392,	398,500 393,	399,300 393,	400,200 394,	395,	402,000 396,	397,	397,	398,	399,	400,	406,300 400,	401,	407,800 402,	408,500 403,	409,200 403,	404,	404,	405,	406,	406,	407,	407,	408,	409,	409,	410,	410,	411,	411,	412,	413,	413,	414,	414,	415,	421,700 416,
	另 形 形		36% 394	36%	968 396	35%	35%	34% 399	37%	36%	36%	36%	35%	35%	35%	35%	34%	37%	37%	36%	36%	36%	36%	35% 411	35%	35%	35%	35%	35% 414	37%	37%	37% 415	37%	36%	%98	36% 418	36% 418	36% 419	36%		35% 421	35%
級	光空缩 光	_	900 1.	900 1.	900 1.	900 1.	900 1.	900 1.	000 1.	000 1.	000 1.	5,000 1.	5,000 1.	000 1.	5,000 1.	5,000 1.	000 1.	100 1.	5, 100 1.	5,100 1.	5,100 1.	100 1.	5, 100 1.	100 1.	100 1.	100 1.	100 1.	$5,100 \mid 1.$	5, 100 1.	200 1.	200 1.	200 1.	200 1.	200 1.	200 1.	200 1.	200 1.	200 1.	200 1.	200 1.	200 1.	200 1.
	北	額	400 4,	,500 4,	356,600 4,	357,600 4,	358,700 4,	359,800 4,	360, 800 5,	361,800 5,	362, 700 5,	363,600 5,	364,500 5,	365, 300 5,	366,000 5,	366, 600 5,	367, 300 5,	367,800 5,	368, 300 5,	368, 900 5,	369, 500 5,	$370,100 \mid 5,$	370,700 5,	371, 300 5,	371,800 5,	400 5,	372,800 5,	373, 300 5,	373,800 5,	374, 200 5,	374,600 5,	375,100 5,	375,600 5,	376, 100 5,	376, 400 5,	376,900 5,	377, 400 5,	377, 900 5,	378, 200 5,		379,000 5,	379, 400 5,
3	行制	額 月	359,300 354,	360,400 355,		362,500 357	363,600 358	364,700 359	365,800 360	366,800 361	367,700 362		369,500 364				372,300 367		373,400 368	374,000 368	374,600 369	375,200 370	375,800 370			377,500 372,				_												384,600 379
	另分核 用	Щ	36% 3	36%	35%	34%	37% 3	36%	36% 3	36%	35% 3	35%	34%	37%	36%	36%	36%	35%	35%	35%	34% 3	34% 3	34%	37% 3	37%	36% 3	S 898	36%	36% 3	36%	35%	35% 3	35%	35%	35%	34% 3	34%	34%	37%		37%	. 36% 3
級	子心瘤 子	_	4, 400 1.	, 400 1.	, 400 1.	, 400 1.	, 500 1.	,500 1.	,500 1.	,500 1.	, 500 1.	,500 1.	,500 1.	,600 1.	4,600 1.	,600 1.	$4,600 \mid 1.$	4,600 1.	4,600 1.	4,600 1.	,600 1.	4,600 1.	,600 1.	, 700 1.	$4,700 \mid 1.$, 700 1.	,700 1	4,700 1.	4,700 1.	, 700	4,700 1.	4,700 1	$4,700 \mid 1.$,700 1.	4,700 1.	4,700 1	$4,700 \mid 1.$	4,700 1.	4,800 1.	4,800 1	$4,800 \mid 1.$	4,800 1
	中	額	006	320, 300 4,	321,700 4,	323,000 4,	324, 400 4,	325, 500 4,	$326,600 \mid 4,$	327,600 4,	328, 800 4,	329, 800 4,	330,800 4,	331,700 4,	332, 700 4	333, 600 4,	334, 500 4	$335,400 \mid 4$	336, 300 4	336, 900 4	337, 500 4,	$338,100 \mid 4$	338, 500 4,	339,000 4,	339, 600 4	340, 100 4,	340,600 4,	341, 100 4	$341,500 \mid 4$	342,000 4,	342,600 4	$343,100 \mid 4$	343,600 4	344, 100 4,	344, 400 4	344,800 4	345, 200 4	345,600 4	346,000 4			200
2	行 制	額月月	323,300 318,		326,100 32 ₁	327,400 323	328,900 324	330,000 325	331,100 326		333,300 328	334,300 329		336,300 33]		338,200 333	339,100 334		340,900 336	341,500 336	342,100 337	342,700 338																				352,000 347,
	另 形 形	Ĺ	37% 32	36% 32	35% 32	34% 32	37% 32	36% 33	36% 33	35% 33	34% 33	37% 33	36% 33	36% 33	35%	34% 33	34% 33	37% 34	36% 34	36% 34	35% 34	35% 34	34% 34	37% 34	36% 34	36% 34	36% 34	35%	35% 34	35% 34	34%	34% 34	37% 34	37%	36%	36%	36%	36%	35%		35%	35% 35
級	子心器		3,800 1.	$3,800 \mid 1.$	3,800 1.	3,800 1.	3,900 1.	$3,900 \mid 1.$	3,900 1.	3,900 1.	3,900 1.	$4,000 \mid 1.$	$4,000 \mid 1.$	4,000 1.	4,000 1.	$4,000 \mid 1.$	$4,000 \mid 1.$	$4,100 \mid 1.$	4, 100 1.	$4,100 \mid 1.$	$4,100 \mid 1.$	$4,100 \mid 1.$	4, 100 1.	4,200 1.	$4,200 \mid 1.$	4, 200 1.	4, 200 1.	4, 200 1.	4,200 1.	4, 200 1.	$4,200 \mid 1.$	4, $200 \mid 1$.	4,300 1.	4, 300 1.	4,300 1.	$4,300 \mid 1.$	$4,300 \mid 1.$	4, 300 1.	4,300 1.	4,300 1.	4,300 1.	$4,300 \mid 1.$
	制 告	月額	274, 100	275, 700	277, 300	278,800	280, 300	281,900		285,000	286, 400	287, 800	289, 300	290, 800	292, 200	293, 400	294, 700	295, 900	297, 300	298, 400	299, 500	300, 500	301, 700	302, 600	303, 600	304, 600	305, 400	306, 200	307, 000	307, 700	308, 400	309, 100	309, 700	310, 400	311, 200	311,800	312, 400	313,000			314,600	315, 100
1	現行	ì	277,900 2	279,500	281,100	282,600	284,200 2	285,800	287,400	288,900	290,300	291,800	293,300	294,800		297,400	298,700		301,400 2	302,500	303,600	304,600	305,800						311,200				314,000						1			319,400
職務の級		型	81	82	83	84	85	98	87	88	68	06	91	95	93	94	95	96	97	86	66	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	1111	112	113	114	115	116	117	118	119	120
職	디	D.																											-													

2 0	0 8	ヰ	1	0)	=	1 0	Н										낸	- '	()	そ		う	労	1	動	者					
	改定率	1 970/	1.37%																												
級	改定額	007 9	0,400																												
9	制 告	万億	402, 100																												
	現行	7 領 468 500	200,001										•																		
	改定率	1 960/	1. 50%	1.36%	1.36%	1.36%	1.36%	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%	1.37%	1.36%	1.36%	1.36%	1.36%	1.36%	1.36%	1.36%	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%	1.37%	1 960/
級	改定額	_		6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6, 100	6, 100	6, 100	6, 100	6, 100	6, 100	6, 100	6,100	6,100	6, 100	6, 100	6, 100	6, 100	6, 100	6, 100	6, 100	6, 200	006 9
2	制 告	L 61		435,000	435,600	436, 200	436, 700	437, 200	437,800	438, 400	438, 900	439, 400	439, 900	440, 300	440,800	441, 300	441,800	442, 300	442, 700	443, 200	443, 700	444, 100	444, 500	445,000	445, 500	446,000	446, 400	446,900	447, 400	447,800	118 200
	現行	力 領 440 400	10,10	441,000	441,600	442,200	442,700	443,200	443,800	444,400	444,900	445,400	445,900	446,400	446,900	447,400	447,900	448,400	448,800	449,300	449,800	450,200	450,600	451,100	451,600	452,100	452,500	453,000	453,500	454,000	454 400
	改定率	1 950/	1. 55%	1.35%	1.35%	1.34%	1.37%	1.36%	1.36%	1.36%	1.36%	1.36%	1.36%	1.36%	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%								
級	改定額	700	007 'c	5, 700	5, 700	5, 700	5, 800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800								
4	制 告日 婚	万 領	410, 500	417, 100	417, 700	418, 300	418, 700	419, 300	419, 900	420, 500	420,900	421,300	421, 700	422, 100	422, 400	422, 700	423, 100	423, 500	423,800	424, 200	424,600	425,000	425, 300								
	現行	6	722,200	422,800	423,400	424,000	424,500	425,100	425,700	426,300	426,700	427,100	427,500	427,900	428,200	428,500	428,900	429,300	429,600	430,000	430,400	430,800	431,100								
	改定率	1 250/	1. 55%	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%	1.34%	1.34%	1.37%	1.37%																				
級	改定額	000	9, 200	5, 200	5, 200	5, 200	5, 200	5, 200	5, 200	5, 300	5, 300																				
3	制告	月 徴	519,100	380, 100	380, 500	380, 900	381, 300	381, 700	382, 100	382, 400	382, 800																				
	現行日	₩ 74 000	200,1		385,700	386,100	386,500	386,900	387,300	387,700	388,100																				
	改定率	1 200	1. 30%	1.36%	1.36%	1.36%	1.36%	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%																				
級	改定額	000	4, 800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800																				
		月 領	341,000	348,000	348, 400	348, 800	349, 200	349, 600	350, 000	350, 400	350, 800																				
2	行	第59 400			353,200	353,600	354,000	354,400	354,800	355,200	355,600											*****	,								
	改定率		1.34%									**																			
骏	改定額。		4, 300 1																												
	制 告	月 領	315,600																												
-	行	新 10 000																													
の後	* 開	1			. نزر ا	74	75	96	Li		66		31	28	33	34	35	98	1	<u>.</u> 88	<u></u>		11	12	13	14	15	16	17	18	0
職務の級	中	-	121	122	123	124	125	12	12	12	12	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	14	14	14	14	14	14	14	147	14	1/1

* 再任用職員の給料額は、現行のままです。